

1 行政評価制度・導入の目的について

①	内部評価の実施にあたっては、行政評価の意義や効果等を常に確認していくことが求められる。特に実施前には導入の目的や成果等について、説明・意見交換することが求められる。
②	行政評価と練馬区行政改革推進プランの整合性を図ることが求められる。
③	区の職員は真摯に、そして誠実に業務に取り組んでいるということが実感できた。今後さらに練馬区政を進化させるためには、行政評価制度への理解を深め、これを十分に活用することが必要。

2 区の内部評価の考え方について

①	行政評価を意義あるものにするため、管理職は提言の内容について理解を深める必要がある。加えて経営改革担当課は、ファシリテータと十分に意思疎通を図る必要がある。
②	内部評価の中に区民等のステークホルダーを参加させて検討・評価するプロセスの検討が必要。
③	効率性に関する内部評価は、事務事業、施策評価ともに、ほぼ全てが効率的との評価となっているが、区民感覚とは乖離していると思われる。効率性の内部評価の手法については見直しが必要。
④	区の独自事業と法定受託事務では、評価表の内容は異なるべき。法定受託事務の場合は、何を改善しようとしているのかが明確でなければ、つつがなく行われることを目標値として内部評価を行う必要性は低い。検討が必要。
⑤	内部評価の基準は、「はい」・「いいえ」の基準で評価されるので「進行度合いの確認」に近い。PDCAの改善サイクルは廻りにくい。これに対し、第三者評価ではレベル評価で、細かく評価されているので、改善サイクルを廻すヒントが得られている。 区の内部評価においてもレベル評価とすることの検討が必要。

3 施策・事務事業評価表（形式・項目・記載内容）について

①	さらに区民に分かりやすい評価表とするために次の点が理解できるよう評価表の改善が必要 【共通】 ①ポイント（着眼点・要点） ②改善点に対応する項目 ③成果の評価とその理由の整合性 ④当初予算額・決算額 ⑤従事職員数と人件費 ⑥特定財源の内容 ⑦施策と当該施策を構成する事務事業 ⑧施策の目的の記載内容と基本事務事業 ⑨成果指標については量的なものとの質的なもの 【施策評価表】 ①指標の設定理由 ②内部要因と外部要因の複合要因 ③施策の目的の記載内容と基本事務事業の対応関係 ④評価区分と評価の判断理由の対応関係 【事務事業評価表】 ①評価項目と評価理由の対応
②	区の内部評価の結果をA4版の表裏1枚の評価表から適切に理解できる例は少なく、区民が容易に理解できるとは言い難い。今後も評価の手法、技術について継続的に研修を徹底することが必要。特にファシリテータは区民の立場に徹し、よりわかりやすい「内部評価の見せ方」ができるように一層努めることが必要。
③	区民に分かりやすい記述になっているか、また、施策や事務事業の名称などをより適切なものとするため、ステークホルダーから意見を聞き取る機会の設定について検討が必要。
④	事務事業評価表の「区民等からの意見・要望等」の記入欄があるが記入している例が少ない。区民の声を的確に捉えた上で、記入の徹底が必要。

#### 4 施策の目指す状態について

①	「施策の目指す状態」は、区民ニーズを反映し、かつ、区民が具体的にイメージできるものとする必要がある。
---	--

#### 5 施策と事務事業の体系について

①	施策と事務事業を体系図等に示し、職員だけでなく、誰もが事務事業の位置づけを確認でき、また「めざす状態」の達成状況を確認できることが必要。また、併せて体系図等を基にステークホルダーと意見交換を行い、施策・事務事業の実施上の課題を把握・確認することが必要。
②	・施策「513」の「職員の能力開発」、「情報化・電算化」に関わる事務事業は区全体の施策の推進を支援するものであり、施策評価の対象として独立させるべき。特に、「職員の能力開発」は、練馬区行政改革推進プランにおいても「職員の意識改革と能力開発」として柱に位置づけられていることから、練馬区行政改革推進プランと体系的に整合させる必要がある。

#### 6 成果指標と目標値について

①	成果指標と目標値の設定は、目指す姿、設定の視点、どうあるべきかについて議論し、共通の理解を得る必要がある。
②	成果指標の設定に衆知を集めるため、公募による方法も検討が必要。
③	事務事業評価表については、一定予算規模に満たないものはアウトプットレベルの成果指標とし、予算規模の大きいものは、アウトプットに加えて、利用者の満足度を示す指標を加えるなどのガイドラインの検討が必要。
④	施策評価表については、アウトプットの成果指標はなく、長期計画掲載の成果指標と区民の満足度の2本立てとすることが望まれる。
⑤	目標値に例えば、学校の成績のような5段階評価（状態評価）の採用について検討が必要。
⑥	目標値を低めに設定していることで、成果が高い評価となっているものもある。目標値に対する達成率が低くても、精力的に取り組んでいる施策・事務事業を評価できるよう、評価表の形式と共に、議論が必要。

#### 7 評価の仕分け（◎・○・△・×の基準等）について

①	施策の第三者評価は、四段階ではなく三段階評価が適当。行政評価では、改善が必要な施策・事務事業や評価結果の再検討が必要なものが明らかになればよい。
②	施策の四段階評価について、第1部会と第2部会でレーティングの基準を事前に協議し、統一する必要がある。
③	施策の第三者評価は基本的には4段階評価で良い。ただし、第三者評価において、特に×と評価した委員がいた場合、その理由を評価結果に付記することも必要。

#### 8 評価システムについて

①	行政評価調整員（ファシリテータ）の役割や活動の実態を職員や行政評価委員に周知を図る必要がある。
②	区の行政評価の良い点をサンプルとして普遍化し、改善や新しいアイデアの創出につなげる事が必要。
③	施策評価は隔年としているが、経済情勢が緊迫し予期せぬ出来事が起きる中では、毎年実施について検討する必要がある。

#### 9 評価結果の主な活用について

①	評価結果の活用を図るためには、施策・事業活動（量）、アウトプット（量）、初期アウトカムを整理した上で活用を図るべき。評価結果を予算と連動させ、説得力を持たせるには必要な作業である。
---	--

#### 10 第三者評価の進め方（方法・流れ）について

①	第三者評価を事務事業、施策の順で行うと時間的に間が空いて、非効率である。第三者評価の流れを再検討する必要がある。
②	第三者評価の際、区側から10分程度の説明では理解や納得が得られない。また、2時間で数件の評価を行うことも厳しいと感じる。時間配分の検討が必要

③	区民公募委員の活用を図るためには、オリエンテーションを充実させ、区政の基本について学ぶ時間があると良い。また、公開で行う第三者評価は積極的にPRをし、より多くの区民の参加を呼びかけることが必要。
④	施策評価については、事前に暫定評価を行うものの、会議の当日に評価結果を提出するスケジュールには、委員として焦燥感があつた。余裕をもったスケジュールの検討が必要。
⑤	第三者評価の結果を踏まえて、改革・改善点を委員同士が討論する時間が必要。

## 11 行政評価委員会の構成・役割について

①	行政評価制度は区民の区政への参画意識を高めるための貴重なツールとなる。そのために、区民公募委員を増員することを検討し、併せて行政評価委員会の活動を今以上に区民に知らせることが必要。
②	行政評価委員に何らかの専門分野に長けた人を充てることにより、第三者評価の際、各委員が専門性を持って区側と議論できるような形が望ましい。
③	第三者評価は、区職員にとっても、日ごろの努力の成果や、どんな姿を目指しているのかを区民にPRする良い機会である。区職員が、行政評価制度を十分に活用することで、練馬区はさらに区民の参画に積極的な自治体となることが期待できる。
④	実効性のある内部評価とするためには、現状を容認するための自己評価にとどまることなく、常に現状をよりよく改善する余地がないか、という視点を持ち続ける必要がある。また、第三者による行政活動の評価も必要。